

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱を廃止する要綱

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱（平成１８年６月２１日施行）は廃止する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による廃止前の京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）第６の規定による認証の新規申請については、令和７年３月３１日まで受理するものとし、有効期間についても従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第１２条の規定による認証を受けている場合は、当該認証の有効期間満了日までは従前の例による。